

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募における
技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

国土交通省 関東地方整備局
関東技術事務所長
山下 尚

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等において、関東技術事務所が実施する災害応急対策業務に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、建設機械及び資材等の提供等の要請について、その方法を定め、災害応急対策業務を円滑に行うことで、被災施設等の早期復旧、被災箇所の被害拡大防止に資することを目的とする。
- (3) 内容：協定書は別紙－1または別紙－2のとおり
- (4) 期間：協定締結日から令和11年3月31日までとする
- (5) 業務の実施区域：関東地方整備局が所管する行政区域内

2. 技術資料の作成に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容が確認できる資料として以下の「表－1 提出資料について」を参照し書類を提出すること。

・注意事項

① 参加資格について

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募2. (2)に掲げる参加資格があると判断できる資料として、工事、業務に係わるものは令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格が確認できる資料、物品の販売、役務の提供等に係わるものは令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）が確認できる資料を提出すること。

② ページについて

提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。

③ 実績について

技術資料受付期間の締め切り日時点で契約書等写しを提出していない場合

CORINS 等により完成・完了が確認できない工事等においては、実績として認めない。

表－1 提出資料について

○記載事項	○内容に関する留意事項
1) 災害時における災害応急対策業務に関する協定での業務内容 [様式－0]	①協定に基づき実施を希望する災害応急対策業務の業務内容について、選択欄に○印を付けるものとする。
2) 1. 工事、業務、物品の販売又は役務の提供等の実績 [様式－1]	①『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募2. (5) 及び後項2. (2) 表－2 評価項目及び評価基準に基づき、希望する業務内容が実施可能であることを示す代表的なもの(工事規模の大きなもの等)を1件記載する。なお、実績については、契約書(件名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分)の写しを提出すること。
3) 2. 災害時における応急復旧工事又は応急対策業務等の実績 [様式－2]	①『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募2. (5) 及び後項2. (2) 表－2 評価項目及び評価基準に基づき、災害時に実施した業務内容を1件記載する。なお、実績については、契約書(件名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分)の写しを提出すること。
4) 3. 災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 [様式－3]	①当事務所以外の行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約(以下「協定等」という。)の締結を行っている場合は、全ての協定等について以下により記載する。 ②協定又は契約の別、協定等の名称(件名)、締結機関名、協定期間、協定内容、要請が重複する場合の対応優先順位を記載すること。
5) 4. 業務実施のため確保可能な人員と主な活動地域 [様式－4]	①応募者が希望する業務内容を実施するために確保可能な人員について記載する。
6) 5. 資機材の保有状況 [様式－5]	①応募者が希望する業務内容の実施に調達可能な資機材の保有状況について記載する。
7) 6. 本社等の連絡先及び緊急時の連絡要員 [様式－6]	①災害応急対策業務の実施要請の連絡先となる本社・支店・営業所等(以下「本社等」という。)について記載する。 ②協定書第8条に基づく緊急時の連絡要員として予定する者について記載する。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査の着目点は次の表-2のとおりとする。

表-2 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 工事、業務、物品の販売又は役務の提供等における実績 [様式-1]	<p>■ 工事、業務、物品の販売又は役務の提供等における実績(1件) 平成22年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了の工事、業務、役務の提供等の実績について、次のとおり評価する。</p> <p>① 関東技術事務所発注の実績を有する ② 上記①を除く関東地方整備局本局、事務所、管理所の実績を有する ③ 上記①、②以外の実績を有する ④ 実績なし</p> <p>業務及び役務の提供には、災対機械等の保守点検整備、修繕を含むものとする</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
2. 災害時における応急復旧工事又は応急対策業務等の実績 [様式-2]	<p>■ 災害時における応急復旧工事等の作業の実績(1件) 平成22年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した実績について、次のとおり評価する。</p> <p>① 関東技術事務所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ② 上記①以外の関東地方整備局本局、事務所、管理所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ③ 上記①、②以外の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ④ 実績なし</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
3. 災害時における上記2に関わる協定締結実績 [様式-3]	<p>■ 災害時における災対機械等の出動作業、又は応急復旧工事等に関わる協定締結実績(1件) 平成22年4月1日から当該公告日までに締結した協定実績について、次のとおり評価する。</p> <p>① 関東技術事務所との協定締結実績 ② 上記①以外の関東地方整備局本局、事務所、管理所との協定締結実績 ③ 上記①、②以外の協定締結実績 ④ 実績なし</p>	<p>① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0</p>
4. 配置予定技術者及び技術者の状況 [様式-4]	<p>■ 業務実施のため確保可能な人員数 本協定に従事する作業員等数について、次のとおり評価する。</p> <p>① 従事する作業員等数が20人以上 ② 従事する作業員等数が15人以上 ③ 従事する作業員等数が10人以上 ④ 従事する作業員等数が5人以上 ⑤ 従事する作業員等数が5人未満</p>	<p>① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 0</p>
	<p>■ 配置予定技術者及び技術者の資格保有状況 本協定の出動等に従事できる作業員の免許・資格等保有状況について、次のとおり評価する。</p> <p>① 保有する免許・資格等が延べ10資格以上 ② 保有する免許・資格等が延べ8資格以上 ③ 保有する免許・資格等が延べ5資格以上 ④ 保有する免許・資格等が延べ3資格以上 ⑤ 保有する免許・資格等が延べ3資格未満</p>	<p>① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 0</p>
5. 資機材の保有状況 [様式-5]	<p>■ 様式-0の業務を行う上で保有又は調達可能な資機材を保管されている場所から関東技術事務所又は、船橋防災センターまでの距離について、次のとおり評価する。</p> <p>① 5km以内 ② 10km以内 ③ 30km以内 ④ 30km超</p>	<p>① 20 ② 15 ③ 10 ④ 0</p>
6. 本社等の連絡先、緊急時の連絡要員及び参集距離 [様式-6]	<p>■ 事務所までの距離 派遣作業員の所属する部署の所在地から関東技術事務所又は船橋防災センターまでの距離について、次のとおり評価する。 なお、複数ある場合は、最も近い場所を評価する。</p> <p>① 5km以内 ② 10km以内 ③ 30km以内 ④ 30km超</p>	<p>① 20 ② 15 ③ 10 ④ 0</p>

3. 協定締結の選定及び要請依頼順に関する事項

協定締結者の選定方法及び要請依頼順は次のとおりとする。

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料及びヒアリングの結果を基に技術審査の各項目を国土交通省関東地方整備局関東技術事務所長が総合的に判断し選定する。
- (2) 災害時の要請依頼順は、要請する災害時における災害応急対策業務の内容に応じ、協定締結者に対して、災害要請内容と『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募3. (1) 及び前項2. (2) 表-2 評価項目及び評価基準に基き、総合的に定めるものとする。

4. 手続等

- (1) 担当部署 〒270-2218

千葉県松戸市五香西6-12-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

- (2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間

令和8年3月4日(水)から随時。但し、下記②の窓口においては、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。

- ② 交付場所及び方法

資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)の入手方法は、関東技術事務所HPからのダウンロード、または関東技術事務所防災技術課の窓口において配布する。

※関東技術事務所HPアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi00866.html>

- (3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

- ① 受付期間

令和8年3月4日(水)から令和8年4月10日(金)

なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。

- ② 提出場所

〒270-2218

千葉県松戸市五香西6-12-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

- ③ 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又はメールによる。

メールアドレス：ktr-kangi-nyusatsu10@mlit.go.jp

添付ファイルの容量は、10メガバイトまでとする。

(4) 選定結果の通知（随時審査実施）

選定結果は、令和8年5月15日（金）（予定）、書面をもって通知する。

5. 非選定理由に関する事項

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、関東技術事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課
 - ・受付時間：8時30分から17時15分まで。
- (3) (1)の書面は持参するものとし、他の方法によるものは受け付けない。
- (4) 関東技術事務所長は、(1)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、本協定の技術審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本協定の公募に係る資料は、応募するための技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせは次のとおりとする。
 - ・問い合わせ先：関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課
〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-1 2-1
TEL 047-389-5120
 - ・期間及び受付時間：技術資料の受付期間の前日（休日を除く）までの8時30分から17時15分まで。

7. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局及び関東地方整備局の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度」を設定している場合は加算評価されます。
- (2) 提出された技術資料に関し、ヒアリングを実施するものとする。
- (3) 選定した協定締結者が既に協定を締結している場合は、新たな協定書の締結日をもって、前協定を解除するものとする。